

## プロジェクト 中期運営方針の検討

## 項目 第 339 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

**本資料の目的**

1. 本資料は、第 339 回企業会計基準委員会（2016 年 6 月 29 日開催）で中期運営方針の検討に関して、聞かれた意見をまとめたものである。

**第 339 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

2. 第 339 回企業会計基準委員会において、下記の意見が聞かれた。

**(IFRS 第 9 号、第 10 号、第 13 号、第 16 号)****IFRS 第 9 号「金融商品」**

- (1) IFRS 第 9 号に関しては、広範囲にわたる検討が必要となり、影響を受ける関係者も多いので、十分な整理がなされない状態で拙速に検討を開始することがないようにご留意頂きたい。

**IFRS 第 13 号「公正価値測定」**

- (2) 現行の記載の「レベル別の分類の考え方を導入した上でこれらの開示を要求する必要性について」検討を行うでは、開示に関する必要性について必ず検討を行うと読める。アウトリーチの意見も踏まえると、レベル別の分類には特段言及せず、他の項目と同様に、「国際的な会計基準と整合性を図ることに対する必要性に関する検討」を行うという記載ぶりの方がよいと考える。

**IFRS 第 16 号「リース」**

- (3) リースに関する会計基準について、日本基準及び改正後の IFRS 及び米国会計基準との間で負債の認識の違いは生じるものの、貸借対照表又は損益計算書に及ぼす影響は乏しいと考えるため、誤解を与えない記載ぶりを再検討頂きたい。また、継続的にリサーチを行うとしても、早急に整合性を図る必要性は乏しく、着手するか否かは IFRS 及び米国基準の適用状況を見極めてから判断すべきである。

**専門委員会における検討を開始する時期**

- (4) IFRS 第 9 号及び IFRS 第 16 号を比較的優先的に検討する理由として「国際的な比較可能性」と「国際的な会計基準の差異の重要性」を記載しているが、比較可能性の確保は、国際的な会計基準との重要な差異を解消することであり、重複していると考える。IFRS 第 16 号及び IFRS 第 9 号は多くの企業が影響を受けることから、影響を及ぼす範囲を理由として記載してはどうか。
- (5) 4 項目について専門委員会において検討を開始する時期は、IFRS 第 9 号と IFRS

## 審議事項(2)-3

第 16 号のみ触れている。中期運営方針として約 3 年間の方針を記載するので、IFRS 第 10 号及び IFRS 第 13 号についても、この 3 年間でどのように進めるのかわかるように記載することが良いと考える。

- (6) IFRS 第 9 号及び IFRS 第 16 号について、専門委員会における検討を開始する時期を記載しているが、より重要なのは検討が終了する時期である。ただし、明記することが困難である点は理解できる。例えば「専門委員会における検討の優先順位」のように資源投入も念頭に置いていることが分かるような表現が望まれる。
- (7) 4 項目の優先順位に関して、より詳細に記載すると議論が複雑化し、まとまらなくなるため、現状の表題を直す程度に留めておくことが良いと考える。

以 上